

給実甲第1311号

令和5年2月28日

人事院事務総長

給実甲第580号の一部改正について（通知）

給実甲第580号（扶養手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
給与法第11条の2及び規則第3条 関係 1～6（略） <u>7 各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、給与法第11条の2第1項</u>	給与法第11条の2及び規則第3条 関係 1～6（略） （新設）

の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

規則第4条関係

扶養手当を受けている職員が、各庁の長を異にして異動した場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る扶養手当認定簿を当該職員から既に提出された扶養親族届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付するものとする。

規則第5条関係

1・2 (略)

規則第4条関係

扶養手当を受けている職員が、各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）を異にして異動した場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る扶養手当認定簿を当該職員から既に提出された扶養親族届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付するものとする。

規則第6条関係

1・2 (略)

以 上